

平成十一年総理府・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省令第二号

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員

訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第二十條の二の規定を実施するため、訪問販売等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

1 この命令は、公布の日から施行する。
2 訪問販売等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(昭和五十一年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第一号)は、廃止する。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。
この命令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年五月三〇日内閣府・厚生労働省・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省令第二号)
この命令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年六月一日から施行する)
この命令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一日)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二八日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二八日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年二月八日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

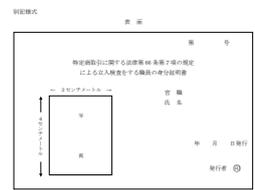
この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二五年二月二十一日)から施行する。

附 則 (平成二九年六月三〇日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二九年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和四年一月四日内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
この命令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月一日)から施行する。

別記様式



Textual description of the identification card, including fields for name, photo, and official seal, and a detailed explanation of the card's purpose and usage.

Footnote providing additional information and references related to the identification card.